



公益社団法人自由人権協会

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-6-7 愛宕山弁護士ビル 306 号室

TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago, Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan

TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2016 年 5 月 18 日

参議院議長 山 崎 正 昭 様

公益社団法人自由人権協会

代表理事 喜田村 洋 一

同 紙 谷 雅 子

同 芹 沢 齊

同 升 味 佐江子

通信傍受法制の改正に改めて反対し廃案を求める声明

今国会で継続審議中の刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（通信傍受法＝盗聴法）の改正を含むものであるが、この改正は、自由な言論・出版活動を阻害するものであるとともに、そもそも憲法が保障する「通信の秘密」の下で、通信傍受を厳格な例外規定として定めた同法の構造を根本的に変容させてしまうものである。

現行の通信傍受法は、通信傍受そのものが憲法原則に抵触する可能性があるとして、制定時に大いに議論され、そのギリギリの妥協点として、対象犯罪の罪質の限定や、通信傍受時の民間立会人制度などの重要な条件を多数規定している。換言すれば、これらの条件があるからこそ現行の通信傍受法は合憲であると解されていたのである。それにもかかわらず、今回の改正は、対象犯罪を大幅に拡大して罪質の制限を廃止し、民間立会人制度を廃止するなど、これらの条件を事実上撤廃するものである。これは、極めて例外的な場合にのみ、司法の判断の下で認められていた、いわば限定的な「司法盗聴」を、日常的な警察の捜査全般に拡大しうる、広範な「行政盗聴」に変更するものであるといわざるをえない。前国会において一部字句の修正がなされたものの、その基本的構造はまったく変更されていない。

したがって、当協会は、この改正案は通信の秘密ひいては表現の自由を侵害するものであって違憲と考える。この改正案は、多少の字句修正によって合憲となる余地は全くなく、直ちに廃案にすべきである。

参議院においては、この改正案が孕む問題性を十分に認識し、賢明な判断を行うよう強く求める。

以上